

14-7 災害時の船舶輸送に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と葉山町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、葉山町内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の早期安定を図るための応急生活物資、資機材、人員（以下「物資等」という。）などの船舶輸送に関する協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、葉山町内に災害が発生し、船舶輸送の確保を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害及び協力を要請する状況
- (2) 輸送を必要とする物資等及び数量
- (3) その他の必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、他の業務に優先して派遣する船舶を協議し要請の実現に努める。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、文書をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 輸送した物資等の品名及び数量等
- (2) 輸送場所及び船舶名
- (3) その他必要な事項

（船舶の賃貸借料金）

第4条 船舶の賃貸借料金は、甲の負担とし、災害発生直前における適正な価格として、甲、乙協議して決定するものとする。

（補償）

第5条 甲の要請により、この協定に基づいて物資等の輸送に従事して事故が発生したときは、葉山町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年葉山町条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

2 甲が前項の規定に基づいて事故の補償をしたときは、乙は、その後当該事故に伴う補償を求めないものとする。

（連絡責任者）

第6条 第1条の規定に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては葉山町都市経済部長を、乙においては葉山町漁業協同組合長を指定するものとする。

（連絡調整）

第7条 乙は、その組織及び施設等を活用して船舶派遣に努力し、この協定の船舶輸送ができる葉山町漁業協同組合所属の漁船の隻数及びトン数等を甲に通知するものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成11年10月25日から平成12年3月31日までとする。ただし、期間満了前30日までに、甲乙双方から何らかの意思表示がないときは、1年更新するものとし、以後この例による。

（その他）

第9条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成11年10月25日

14-8 災害時における応急復旧等の協力に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と有限会社湘南ロードサービス（以下「乙」という。）は葉山町内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急復旧の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、葉山町内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害及び協力を必要とする状況
- (2) 災害の状況等及び要請内容
- (3) 指示事項及びその他必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第3条 乙は、前条の防災活動等の実施にあたっては、随時、その活動内容等の経過について甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は速やかに甲と協議する。

（協力の結果報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、文書をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 出動した期間
- (2) 出動した場所及び人員
- (3) 使用した資機材等の種類、数量
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 応急復旧等の活動にかかる経費は、甲乙が協議して、甲がその実費を時価により支払うものとする。

（補 償）

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて応急復旧等の活動に従事して事故が発生したときは、葉山町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年葉山町条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

2 甲が前項の規定に基づいて事故の補償をしたときは、乙は、その後当該事故に伴う補償を求めないものとする。

（連絡責任者）

第7条 第1条の規定に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲において、葉山町総務部長を、乙においては有限会社湘南ロードサービス代表取締役荒井弘毅を指定するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成11年10月25日から平成12年3月31日までとする。ただし、期間満了前30日までに、甲乙双方から何らかの意思表示がないときは、1年更新するものとし、以後この例による。

（そ の 他）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成11年10月25日

14-9 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、葉山町内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の早期安定を図るため甲が応急物資及び生活必需物資（以下「物資」という。）の確保等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において物資の確保を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害及び物資の確保等の協力を必要とする状況
- (2) 必要とする物資の品名及び数量
- (3) その他必要事項

（協力の実施）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その数量等を協議し、売買契約を締結のうえ現品を引き渡すものとする。

2 物資の運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して、運搬の協力を求めることができる。

（物資の範囲）

第3条 災害時に甲が乙に要請する物資の範囲は次のとおりとする。

食糧品、日用雑貨

（物資の価格）

第4条 物資取引に係る経費は、甲の負担とし、乙の引渡価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（連絡責任者）

第5条 第1条の規定に基づく要請に関する連絡責任者として、甲においては、葉山町福祉環境部長を、乙においては 〇〇〇を指定するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 甲は、この協定により協力できる物資の保有数量等を乙に対して、文書により報告を求めることができる。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。ただし、期間満了前30日までに、甲乙双方から何らかの意思表示がないときは、1年更新するものとし、以後この例による。

（その他）

第8条 この協定書に定めない事項については、甲乙協議して別に定めるものとし、円滑に遂行するため定期的に協議を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成12年4月1日

協定先一覧

	締結先（乙）	第5条（乙）
1	（株）京急ストア	（株）京急ストア 葉山店店長
2	相鉄ローゼン（株）	相鉄ローゼン（株）葉山店店長
3	（株）もとまちユニオン	（株）もとまちユニオン葉山店店長
4	（株）スズキヤ	（株）スズキヤ葉山店店長

14-10 災害時における情報収集等に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、葉山町内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町内の被災状況等の情報収集、通報の協力に関する協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、葉山町内に災害が発生し、情報等の協力を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害及び協力を要請する状況
- (2) 地域内情報の提供
- (3) その他必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

2 乙は、災害情報の提供を要請された場合は、情報の整理を行い、甲が設置する災害対策本部に情報の伝達を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、災害時における情報収集活動報告書（第1号様式）をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 活動日時及び活動者氏名
- (2) 活動場所及び被災状況
- (3) その他必要な事項

（連絡責任者）

第4条 第1条の規定に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては葉山町消防本部消防総務課長を、乙においては〇〇〇を指定するものとする。

（連絡調整）

第5条 乙は、その組織を活用して情報収集に努力し、この協定の情報収集ができる車両数を甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。ただし、期間満了前30日までに、甲乙双方から何らかの意思表示がないときは、1年更新するものとし、以後この例による。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。
平成12年4月1日

協定先一覧

	締結先（乙）	第5条（乙）
1	朝日新聞サービスアンカー葉山	朝日新聞サービスアンカー葉山所長
2	（株）葉山クリエイト読売センター葉山店	（株）葉山クリエイト読売センター葉山店代表取締役
3	毎日新聞社葉山販売店	毎日新聞社葉山販売店所長
4	毎日新聞逗子専売所	毎日新聞逗子専売所所長
5	毎日新聞池上専売所	毎日新聞池上専売所所長
6	（株）TSM朝日新聞池上販売所	TSM朝日新聞池上販売所代表取締役
7	読売センター池上店	読売センター池上店所長

14-11 災害時における液化石油ガス等の供給に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会鎌倉逗葉支部（以下「乙」という。）は、葉山町内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の早期安定を図るため液化石油ガス（以下「ＬＰＧ」という。）の確保等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条 甲は、災害時においてＬＰＧの確保を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害及びＬＰＧの確保等の協力を必要とする状況
- (2) 必要とするＬＰＧ及び器材の数量
- (3) 必要とする場所
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第２条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第３条 乙は、前条の活動協力の実施にあたっては、随時、その活動内容等の経過について甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は速やかに甲と協議する。

（協力の結果報告）

第４条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、文書をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後文書を提出するものとする。

- (1) ＬＰＧ及び器材の数量
- (2) 納入場所及び納入業者名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第５条 ＬＰＧ調達に係る経費は、甲の負担とし、乙のＬＰＧ及び器材の引渡価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第６条 甲の要請により、この協定に基づいてＬＰＧ及び器材の運搬に従事して事故が発生したときは、葉山町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年葉山町条例第１９号）の規定の限度において補償するものとする。

- ２ 甲が前項の規定に基づいて事故の補償をしたときは、乙は、その後当該事故に伴う補償を求めないものとする。

（連絡）

第７条 乙は、３月末までに、この協定の実施に協力できる業者名並びにＬＰＧ等の保有数量及び器材保有数（以下「事業者等」という。）を甲に通知するものとする。

ただし、業者等の変更がない場合はこの限りでない。

（有効期間）

第８条 この協定の有効期間は、平成２５年１０月１７日から、その効力を有するものとする。

ただし、甲乙双方から何らかの意思表示がない限り、その効力を継続する。

（その他）

第９条 この協定書に定めない事項については、甲乙協議して別に定めるものとし、円滑に遂行するため定期的に協議を行うものとする。

- ２ この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年１０月１７日

14-12 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、葉山町（以下「甲」という。）が〇〇〇（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次に各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、乙に協力を要請する。

被災した建物の解体
災害廃棄物の撤去
前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

(協力要請手続き)

第4条 甲は、乙の協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

協力内容
その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、速やかに県に報告する。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第6条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項をもって甲に報告する。

実施内容
その他必要事項

(費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては葉山町福祉環境部環境課、乙においては〇〇とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成11年9月16日

協定先一覧

	締結先（乙）	第5条（乙）
1	神奈川県建物解体業協会	社団法人神奈川県建物解体業協会事務局
2	社団法人横須賀建設業協会	社団法人神奈川県建物解体業協会事務局
3	葉山町工業組合	葉山工業組合長
4	葉山町建設業協会	葉山町建設業協会

14-13 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処理・処分に関し、葉山町（以下「甲」という。）が神奈川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次に各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、乙に協力を要請する。

災害廃棄物の撤去

災害廃棄物の収集・運搬

災害廃棄物の処理・処分

前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

(協力要請手続き)

第4条 甲は、乙の協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

協力内容

その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、速やかに県に報告する。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第6条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項をもって甲に報告する。

実施内容

その他必要事項

(費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては葉山町福祉環境部環境課、乙においては社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成11年9月16日

14-14 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、葉山町内に地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）多数の死者が一時的、集中的に発生した場合における遺体の搬送について、葉山町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は霊柩自動車等による輸送（以下「輸送」という。）について、乙が甲に対する協力及びその場合の手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時の遺体搬送のため車両を必要とするときは、乙に対し輸送の協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は災害における霊柩自動車輸送の協力要請書（様式1）を乙に提出するものとする。

要請理由

要請車両台数

要請期間

その他必要事項

(輸送業務)

第3条 甲の要請により、輸送に従事する乙の協会員は、甲の指示に従い、遺体安置所及び斎場等への遺体の搬送業務に従事するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、乙は、災害時における霊柩自動車輸送の協力実施報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

従事した車両台数及び従事者数

使用資機材数

従事日数及び走行距離

搬送回数及び搬送遺体数

その他必要事項

(経費の負担)

第5条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第6条 乙は、協会員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 前項の規定する経費の請求は、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては福祉環境部長、乙にあっては神奈川県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第12条 甲は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に職員の同乗を要請することができるものとする。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、この協定により協力できる全国霊柩自動車協会神奈川支部協会員名簿(様式3)を毎年3月末日までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成13年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月まえまでに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間有効を有するものとし、以降も同様とする。

このため協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成13年1月17日

14-15 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する葉山町と 神奈川県葬祭業協同組合との協定書

葉山町（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、葉山町に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目に定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

要請を行った災害対策本部長の名称と担当者名

要請した理由

要請した棺等葬祭用品の供給等の数

履行期間及び履行場所

その他必要な事項

（供給業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の各組合員は、災害対策本部長又は救護班等の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

棺等葬祭用品の供給等の数

履行期間及び履行場所

組合員の氏名及び従事者名簿

その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、各組合員の棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙からの経費の支払いの請求があった場合は、速みやかに乙の指示する者に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部長、乙にあつては神奈川県葬祭業協同組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長に提供

するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲、乙は、協定に基づく協力が行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施項目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続きその他事項は、甲、乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は平成17年2月25日から適用し、平成17年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1ヶ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年2月25日

14-16 ずし・はやまエフエム緊急放送に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と逗子・葉山コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）は、緊急放送に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町における災害の発生予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「災害」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態により生ずる被害をいう。

「緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき、乙が必要と認めて行う臨時の放送及び乙が所有し、管理する緊急放送設備を使用して、他の放送に優先して、甲が行う臨時の放送をいう。

（緊急放送の実施）

第3条 緊急放送の実施は、乙の運営する放送局の番組編成権を尊重し、次の各号に定める手順により実施するものとする。

放送従事者がスタジオにいる場合

ア 甲は、ファクシミリ又は電話により、乙のスタジオあてに緊急放送の要請を行い、併せて緊急放送に係る原稿をファクシミリにより送付する。

イ 乙は、甲から緊急放送の要請を受けたときは、その内容を甲に確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送することとし、それ以後においても状況により、適宜繰り返してこれを放送する。

放送従事者がスタジオにいない場合

ア 甲は、別図1に示す乙に所属の職員（以下「丙」という。）に緊急放送の内容を説明し、その了承を得て暗証番号を聞いたうえで、別図2の緊急放送設備の運用手順に従い、放送を行う。

イ 甲は緊急放送設備を使用して、行った放送が終了したときは、直ちにその旨を丙に連絡する。

ウ 甲は緊急放送設備を使用して放送を行ったときは、その実施日時及び内容を文書により乙に報告するものとする。

（緊急放送の結果の責任）

第4条 緊急放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲がその責任を負うものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急放送用電話回線と同電話機の設置及びその維持に要する費用並びに同電話回線の緊急放送設備への接続及び調整に要する費用は甲の負担とする。

2 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。

3 緊急放送の実施により、当該時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙と当該広告主との間の交渉により、その解決を図るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲、乙が誠意をもって協議し、決定する。

（協定の改定）

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により双方協議のうえ、改訂することができる。

（協定の期間）

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から異議申立てがない場合は、その期間を引き続く次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ一通を所有する。

平成17年6月1日

14-17 災害時における下水道施設等の応急措置に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と鎌倉市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、葉山町内に地震、風水害その他の災害が発生した場合に行う下水道施設等の応急措置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に行う下水道施設等の応急措置について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は前条の目的を達成するために、下水道施設等の応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対して下水道施設等の応急措置の協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条に定める要請は、次の事項について口頭又は電話等をもって要請するものとする。

- （1） 所属部、課等の名称及び担当者名
- （2） 要請理由（災害の状況）
- （3） 協力を必要とする車両数、車両の種類及び大きさ並びに人員
- （4） 協力を必要とする場所
- （5） 協力を必要とする機関及び活動内容
- （6） その他必要となる事項

2 前項の要請をおこなったときは、甲は速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面（様式1）を乙に提出しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達及び連絡責任者は、次のとおりとする。

- 甲 葉山町総務部長
- 乙 鎌倉市管工事業協同組合代表理事

（要請窓口）

第5条 この協定に関する要請窓口は、次のとおりとする。

- 甲 葉山町堀内2135番地
葉山町総務部防災安全課
葉山町堀内2135番地
葉山町環境部下水道課
- 乙 鎌倉市
鎌倉市管工事業協同組合

（協力の実施）

第6条 乙は第2条による甲の要請を受けたときは、速やかに下水道施設等の応急措置を行うための体制を確立し協力するものとする。

（報告）

第7条 乙は、この協定により協力を実施した場合は、次の事項について口頭又は電話等をもって報告するものとする。

- （1） 協力に従事した車両数、車両の種類及び大きさ並びに人員
- （2） 走行距離

- (3) 協力に従事した期間
- (4) その他必要となる事項

2 前項の協力を実施したときは、乙は速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面（様式2）を甲に提出しなければならない。

（経費の負担）

第8条 乙が実施した下水道施設等の応急措置の経費について、甲が負担するものとし、工事に係る積算単価は災害発生時の甲の積算基準等によるものとする。

2 前項の経費内容の報告を行うときは、乙は速やかに書面（様式3）を甲に提出しなければならない。

（補償）

第9条 甲の要請により、この協定に基づいて下水道施設等の応急措置に従事した者がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合の損害補償は、葉山町消防団員等公務災害補償条例（平成16年葉山町条例第11号）の規定の限度において補償するものとする。

2 甲が前項により事故の補償をした場合には、乙はこれに対して何らの請求を求めないものとする。

（連絡）

第10条 乙は、応急対策等を円滑に実施するために必要な車両等の機器及び人員の把握に努め、甲が提出を求めたときには、速やかに支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員を報告するものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。

（協定の更新）

第12条 この協定は、協定の終了前30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書を持って協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定はさらに1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議事項）

第13条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月15日

14-18 災害時における応援者等受入に伴う宿泊体制の協力に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の協力の下に災害時における高齢者の避難及びライフライン等復旧支援者の宿泊体制の確保を図ることについて次のとおり定める。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における高齢者の避難及びライフライン等復旧支援者のために宿泊施設が必要であると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（宿泊施設の名称及び所在地）

第2条 本協定における施設の名称は、〇〇〇であり、所在地は、葉山町〇〇〇に位置する。

（協力の範囲）

第3条 乙は、協力の要請があったときは、可能な限り施設の提供に協力するものとする。ただし、応急対策活動時点での一時的な施設提供とし、乙の業務の支障にならないことを原則とする。
2 協力体制における具体的内容については、別紙のとおりとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（経費負担）

第5条 宿泊施設に関する経費は、甲が負担するものとするが、第3条のとおり、乙の業務・営業等の支障にならない範囲または、当該施設内の場所を特定しないことから費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めない事項または疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は平成18年9月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年9月1日

協定先一覧

	締結先(乙)	第2条(名称)	第2条(住所)
1	株式会社 湘南国際村協会	湘南国際村センター	葉山町上山口1560-39
2	財団法人社会経済生産性本部	生産性国際交流センター	葉山町上山口1560-38
3	社会福祉法人全国社会福祉協議会	ロフォス湘南中央福祉学院	葉山町上山口1560-44

14-19 災害時等における緊急受入れに関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における介護認定者や寝たきりの高齢者等の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、葉山町内に地震、風水害、その他の災害が予想される場合（以下「災害時等」という。）において甲が乙の運営する に対し、緊急受入れを要請するにあたり、円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定め、もって地域の高齢者福祉の向上に資するものとする。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害時等における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて変更の都度、相互に確認するものとする。

（受け入れ可能人員等の協議）

第4条 甲及び乙は、本協定締結後、乙が運営する当該施設の緊急受け入れ可能人員及び支援者等の確保計画及び必要な物資の調達等について協議し、調整を行うものとする。

（発災時の情報提供）

第5条 乙は、災害時等があった場合、乙の施設の被害状況、地域の状況等をあらかじめ甲及び乙が協議して定める事項について取りまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

2 甲は、災害等があった場合、町内の被害状況、被災住民の状況、復旧の見込、他の高齢者福祉施設等の被害状況等あらかじめ甲及び乙が協議して定める事項について取りまとめのうえ、定期的に乙に連絡をするものとする。

（発災時の避難者受入れ要請）

第6条 甲は、災害時等に介護認定者及び寝たきりの高齢者等であって、在宅で生計を営んでいるもののうち、避難場所に一定の期間滞在するのに困難であると判断した者に限り、乙に対し受け入れを要請することができるものとする。

2 甲は、受け入れを要請する場合、乙に対し受け入れ可能人員を確認し、対象者の氏名、住所、連絡先、受け入れ期間、身元引受人、心身の状況等を乙に報告するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（発災時の人的支援）

第7条 甲及び乙は、他施設への人的支援をできる限りするよう努めるものとする。

（発災時の物的支援）

第8条 甲は、災害時等に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に、又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。

（発災時の他施設活用）

第9条 甲は、乙の施設が被災し、現に入居している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受け入れが可能な施設の調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するよう努めるものとする。

(発災時の被災状況等記録)

第10条 乙は、災害時等において可能な限り写真等を用いて、乙施設の被災状況等を記録し、速やかに甲に報告するものとする。

(必要経費)

第11条 甲の要請により乙が緊急受入れをした場合に要する経費は原則甲が負担するものとし、ショートステイの算定が可能な条件が整った場合に限り、介護保険又は高齢者福祉事業による算定に切り替えることができる。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、平成20年3月24日から平成21年3月31日までとする。ただし、甲及び乙から期間満了1ヶ月前までに相手方に対し、書面等による意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以降も同様とする。

(疑義)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有する。

平成20年3月24日

協定先一覧

	第1条 (名称)	所在地住所
1	介護老人福祉施設 葉山清寿苑	葉山町上山口1669
2	医遼法人社団 相光会湘南グリーン介護老人施設葉山	葉山町一色2448-1
3	葉山グリーンヒル	葉山町一色2448-6

14-20 災害時における応急対策の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、葉山町内で災害が発生した場合、葉山町（以下「甲」という。）が社団法人神奈川自動車整備振興会鎌倉支部（以下「乙」という。）に対し、被災者救援や道路上に放置された自動車等の障害物除去に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において乙が所有する資機材を利用して行う被災者救援、道路上に放置された自動車等の障害物の除去、その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務とする。

2 平常時においても乙は町や地域自主防災組織等が実施する防災訓練等に積極的に協力するとともに、地域の防災力の強化に協力する。

(要請)

第3条 甲は、被災者救援や道路上に放置された自動車等の障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対してその業務を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力する。

(要請の手段)

第4条 甲は、前条の規定により業務の要請を行う場合は、乙に対し電話または口頭にて連絡し、後日次の事項を明らかにした文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 協力内容
- (3) 作業場所
- (4) 必要な人員
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した人員
- (2) 業務実施場所
- (3) 業務にかかった時間
- (4) 協力業務内容
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は原則として乙が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき業務に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償（昭和22年法律第50号）及びその他の法令による。

(その他)

第8条 乙は全員等に移動が生じた場合は、速やかに会員名簿等を甲に提出するものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に係る連絡を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは1年間延長し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年7月10日

14-21 災害時における自転車調達及び整備に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と神奈川県自転車商協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は葉山町内に地震、台風その他の様々な事象により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、乙の積極的な協力を得ることにより、甲が使用する自転車の確保を図り、迅速かつ円滑な応急対策に資することを目的とする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、他の業務に優先して積極的に協力するものとする。

（協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する協力の内容は、災害時における甲が使用する自転車の調達及び整備、その他甲が必要と認める業務であり、乙が対応可能な業務とする。

（経費の負担等）

第5条 応援の調達にかかる経費は、甲が負担するものとし、乙の応援費用は、災害発生直前における適正価格をもって決定する。

（補償）

第6条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡または負傷し、疾病にかかり、若しくは身体に障害がある状態になったときは、その損害を葉山町消防団員等公務災害補償条例（平成16年年葉山町条例第11号）に準じて甲が補償するものとする。

（照会）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結にあたり、甲の要請により協力できる具体的な内容及び連絡体制を相互に照会するものとする。

2 甲及び乙は、この協定の締結後、毎年4月に前項の協力内容及び連絡体制を相互に照会するものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年6月12日

14-22 災害時の動物救護活動に関する協定書

鎌倉市、逗子市及び葉山町（以下「甲」という。）と湘南獣医師会（以下「乙」という。）は、鎌倉市、逗子市及び葉山町内において、地震、風水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の救護活動等のうち、特に動物の救護活動について乙が応援、協力することに関し必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 救護活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議のうえ、決定する。

（応援活動の要請）

第3条 甲は、災害時に救護活動の必要があると認めるときは、乙に対して応援活動を要請することができる。

（応援活動）

第4条 前条の規定により甲の要請があった場合、乙はその会員の保有する施設等において、動物の健康相談その他動物救護活動に必要な措置並びに所有者不明の動物の保護収容、治療及び情報提供に努めるものとする。

（応援活動の停止）

第5条 乙は、応援活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲に対して応援活動の要請の解除を申し入れることができる。この場合において、甲は、乙と協議のうえ、応援活動の要請を解除することができる。

2 甲は、応援活動を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除することができる。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年 月 日

14-23 災害時における相互応援に関する協定

草津町と葉山町は、両町が姉妹都市提携の盟約の締結町であることにかんがみ、いずれかの町域において災害が発生した場合に、被災町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常備消防隊の派遣
- (2) 応急復旧活動等に必要な人員の派遣及び車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、極力これに応ずるものとする。

(応援のため派遣された人員の指揮)

第4条 応援のため派遣された人員は、要請町の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援町は応分の負担をするものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両町が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請町への往復途中に生じたものを除き、要請町がその賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 両町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名の上、各1通を保有する。

平成24年 7月27日

14-24 災害時における放送等に関する協定

葉山町(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム湘南(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、葉山町の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 依頼する放送の内容

(3) 希望する放送の日時

(4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(災害情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成25年5月21日から平成26年5月20日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月21日

14-25 災害時における食料物資の供給に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と石井食品株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時における食料物資の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲に対し乙が迅速かつ円滑に食料物資の供給を行うために必要な事項を定めるものとする。

（供給の実施）

第2条 本協定に定める災害時の食料物資の供給は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対する要請に基づき実施するものとする。

（食料物資の種類、数量）

第3条 食料物資の種類は、乙が取り扱っているもので、かつ、供給可能なものとするが、原材料に含まれるアレルギー物質が明記されている製品とし、数量については、甲の要望に対して乙が供給可能と回答した数量とする。

（要請手続）

第4条 甲は、供給を受けようとする場合には、食料物資の種類、数量、受渡場所、受渡方法、受渡日時等を明らかにし、乙に食料物資供給要請書（様式1）により要請するものとする。

また、供給完了時には、食料物資供給報告書（様式2）により、内容を双方で明らかにするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとする。

（食料物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する食料物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの食料物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの食料物資の運搬を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 食料物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の食料物資の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 食料物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲、乙双方の連絡先及び

連絡責任者を連絡担当者確認書（様式3）のとおり定めるものとする。

この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲、乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成25年5月21日

14-26 災害時における車両等の燃料の調達に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、石油燃料の調達を必要とする災害等が発生した場合における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内に地震、台風その他の様々な事象（以下「災害時」）により被害が発生した場合において、災害等の際に必要な石油燃料の安定確保に関し、甲が乙に対して協力を求め、乙の保有している石油燃料の供給を受けることで、迅速かつ円滑な応急対策の実施及び行政機能の保全を目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等が発生し又は発生する恐れがある場合において石油燃料を調達する必要性が生じ、乙に対して協力を要請する場合には、品名、数量等その他必要な事項を明確にして、文書または口頭で要請するものとする。なお、口頭で要請した場合においては事後、文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力内容は、次の各号に掲げるものとし、乙は前条に掲げる甲の要請を受けたときは、特別の事由がない限り、速やかに協力をするものとする。

- 1 給油取扱所における公用車両への石油燃料の優先給油
- 2 石油燃料の指定場所への搬送
- 3 その他石油燃料を必要とする場所における供給

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が供給した石油燃料の対価及び乙が行った運搬等の費用、その他乙が行った業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙が業務を終了した後、速やかに甲に報告し、前条に定める対価及び費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上支払うものとする。

（補償）

第6条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡または負傷した場合は、葉山町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年葉山町条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

2 甲が前項の規定に基づいて事故の補償をしたときは、乙は、その後当該事故に伴う補償を求めないものとする。

（照会）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結にあたり、甲の要請により協力できる具体的な内容及び連絡体制を相互に照会するものとする。

2 甲及び乙は、この協定締結の後、原則として毎年前項の協力内容及び連絡体制を相互に照会するものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年 月 日

	締結先	締結日
1	神奈川県石油商業協同組合神奈川南部支部	平成25年6月1日
2	シナネン石油株式会社	平成25年7月16日
3	株式会社葉山マリーナー	
4	神奈川県漁業協同組合連合会	

14-27 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、生活必需物資等の調達を必要とする災害等が発生した場合における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内に地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急措置業務に必要な生活必需物資等の安定確保を図り、迅速かつ円滑な応急対策の実施及び行政機能の保全をすることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、生活必需物資等の優先供給の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、生活必需物資等の優先供給について、速やかに協力をするものとする。

2 物資の供給は、乙が現に保有し、又は確保できる数量の範囲とする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が供給した生活必需物資等の対価及び運搬その他の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請により第3条に規定する供給を実施したときは、速やかにその実施内容を甲に報告し、前条第2項に定める対価及び費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上速やかに支払うものとする。

（照会）

第6条 甲及び乙は、この協定締結の後、原則として毎年、協力内容及び協力を行うための連絡体制を相互に照会するものとする。

（有効期間及び更新）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

	締結先	締結日
1	ウエルシア薬局株式会社	平成28年8月8日
2	株式会社クリエイトエス・ディー	

14-28 災害時における石油燃料の供給に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と株式会社 富士オイル（以下「乙」という。）は、石油燃料の供給を必要とする災害等が発生した場合における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内に地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急措置業務等に必要な石油燃料の安定確保を図り、迅速かつ円滑な応急対策の実施及び行政機能の保全をすることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対して文書により石油燃料の優先供給の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定による甲の要請を受けたときは、次に掲げる石油燃料の優先供給について、速やかに協力をするものとする。

（1）給油取扱所における公用車両への石油燃料の優先給油

2 石油燃料の供給は、乙が現に保有し、又は確保できる数量の範囲とする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が供給した石油燃料の対価、その他の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価は、原則として災害直前における燃料単価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請により第3条に規定する供給を実施したときは、速やかにその実施内容を甲に報告し、前条に定める対価を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上速やかに支払うものとする。

（補償）

第6条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく、乙の供給業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷した場合は、葉山町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年葉山町条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

2 甲が前項の規定に基づいて事故の補償をしたときは、乙は、その後当該事故に伴う補償を求めないものとする。

（照会）

第7条 甲及び乙は、この協定締結の後、定期的に連絡体制並びに石油燃料の使用及び保有の状況を相互に照会するものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年8月30日

14-29 災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時等において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に規定する災害、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第2条第1項に規定する武力攻撃事態等、国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態又は葉山町地域防災計画に規定する災害（以下「災害等」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害等対応体制をとったときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 前号に規定する場合以外の地図製品等の提供及び利用等に関すること。
- (3) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等対応体制 災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部の設置並びに葉山町地域防災計画及び葉山町国民保護計画に基づく町の配備体制をいう。
- (2) 平常時 災害等対応体制以外の時期をいう。
- (3) 住宅地図 葉山町全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (4) 広域図 葉山町全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (5) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (6) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (7) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害等対応体制をとったときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給に係る対価は、災害発生直前の適正な価格を基準に甲乙別途協議の上決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定による地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。この場合において、当該貸与に係る対価については、無償とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害等対応体制をとったときは、災害応急対策及び災害復旧・復興等にかかる資料として、第3条第1項又は第4条第1項の規定により乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に掲げるところにより利用することができる。

(1) 災害等対応体制期間中の閲覧

(2) 災害等対応体制期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、平常時に災害等対応体制に対応する訓練を実施するときに、甲の当該防災業務を統括する部署において前条第1項の規定により乙から貸与された地図製品等につき、閲覧及び複製を行うことができる。

- 3 甲は、第1項の規定により住宅地図の利用を開始したとき又は第2項の規定により住宅地図の利用を開始する前には、速やかに乙に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 4 甲は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署において、広域図及びZNET TOWNを利用することができる。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害等が発生し、又はそのおそれが生じた場合に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年9月2日

14-30 避難場所案内広告付電柱看板に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社（以下「乙」という。）は、葉山町内における避難場所案内広告付電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内に看板を掲出することにより、町民等に対し災害時における避難場所を周知するとともに、平時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）看板 乙の実施している電柱広告事業において、地元企業等が利用する電柱広告（巻広告）に、避難場所の案内表示を掲載する広告をいう。
- （2）避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同する地元企業等をいう。

（乙の業務）

第3条 乙は、次に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第5条に基づき看板の掲出を行い、必要な維持管理を行うこと。
- （2）看板の掲出状況について、甲の求めに応じ報告を行うこと。
- （3）避難場所の改廃により、看板の表示内容に変更が生じた場合は、甲と協議により必要な処置を講じること。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

（看板の仕様及び掲出）

第4条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。ただし、看板掲出場所と当該避難場所の位置関係や案内表示上適切でない場合は、甲の指導により乙は広告主と協議するものとする。

2 避難場所等案内表示部分は看板の3割とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は広告受注または施設等の表示を行わない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）政治活動、宗教活動及び思想活動に類するもの
- （4）個人的宣伝に類するもの
- （5）社会問題に関する主義主張
- （6）美観風致を害する恐れがあるもの
- （7）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- （8）その他、不適當であると甲が認めるもの

（費用）

第5条 看板の掲出にあたり、必要な費用は広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項、又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月16日

14-31 災害発生時における葉山町と葉山町内郵便局の協力に関する協定

神奈川県三浦郡葉山町（以下「甲」という。）と葉山町内郵便局（以下「乙」という。）は、葉山町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、葉山町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2） 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- （3） 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4） 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5） 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- （6） 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
- （7） 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- （8） 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
（注） 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 葉山町総務部防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 葉山郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2017年3月10日から2018年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

	締結先	締結日
1	日本郵便株式会社葉山郵便局	平成29年3月10日
2	日本郵便株式会社葉山一色郵便局	
3	日本郵便株式会社葉山堀内郵便局	

14-32 災害時における物資の受入及び輸送等に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社横浜主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の受入及び輸送等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、町内で大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合に、乙が甲の協力要請に対して支援し、被災者に対して食料・生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の安定供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続き等必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の物資の輸送等のための車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対して、物資の輸送等の円滑な実施のため、葉山町災害対策本部及び集配拠点へ、乙の職員の出動を要請することができる。

3 甲は、物資の輸送等に必要な施設や資機材の提供について、乙に対して協力を要請することができる。

4 甲は、乙に対して、物資の保管のための倉庫施設の賃借を要請することができる。

（協力事項）

第3条 乙は、発災時に甲が予め乙に提供する防災関係資料を活用し、避難者に対して避難場所の案内をするよう努める。

2 甲は、防災関係資料のデータ等を乙に提供するものとする。

3 防災関係資料の更新は、甲が行うものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時等に乙の支援が必要であると認めるときは、支援要請書（第1号様式）により乙に協力を要請するものとする。ただし、当該要請書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等の方法により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、支援内容回答書（第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、当該回答書で回答するいとまがないときは、口頭又は電話等の方法により回答し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 甲の要請を受けた乙は、自己の業務に支障がない可能な範囲で、甲の施設、甲が指定した物流拠点及び災害時物資等の供給協力店舗等から地区防災拠点等への物資の輸送等、甲の要請を支援するよう努める。

（支援活動中の告知）

第6条 乙が前項に規定した支援に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示させるよう努める。

（報告）

第7条 乙は、本協定に基づく支援を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、業務実績報告書（第3号様式）を提出するものとする。

- (1) 従事者名簿
- (2) 従事日、走行距離
- (3) 使用した車両、施設、資機材
- (4) 本協定に基づく協力に要した経費
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 乙が第5条に規定した支援に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第9条 乙は、第8条に規定した経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第11条 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除くほかは、次の価格を参考として、別途、甲乙間の協議にて決定する。

- (1) 乙の施設及び資機材の使用料は、時価相場相当を基準とする。
- (2) 荷役作業に関わる人件費は、日当費相当を基準とする。
- (3) 輸送料は、乙の国土交通省届出料金を基準とする。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務等の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務等が終了し、又は本協定が解除された後についても同様とする。

(燃料の支援)

第13条 甲は、乙が第5条に規定する支援を実施するに当たり、燃料等の優先供給に配慮するものとする。

(災害時の情報提供)

第14条 乙は、発災時や物資の輸送等の活動中に覚知した災害情報を、甲に提供するよう努める。

(通知)

第15条 甲は、災害時における円滑な輸送等の協力が図れるよう、役場、消防本部、消防署、各防災資機材備蓄場所及び地区防災拠点等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第16条 甲及び乙は、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次により相互の連携を図るものとする。

- (1) 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加の要請をすることができる。この場合において、乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、積極的に参加するよう努める。
- (2) 本協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(協議)

第17条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示をしない限り、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙から本協定の解除を申し出た場合は、両者協議のうえ解除することができる。

以上、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月22日

14-33 災害時における支援物資配送拠点としての協力に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と葉山町商工会（以下「乙」という。）は、葉山町内に災害が発生した場合に支援物資の指定配送拠点として、甲が乙の管理する土地及び工作物を使用することについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、葉山町内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲が行う災害応急活動等に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時乙に対し、次の事項の協力を要請することができる。

（1） 支援物資受入及び配送に必要な土地及び工作物の提供

（使用施設）

第3条 この協定における土地及び工作物は、SHOPPING PLAZA HAYAMASTATION（葉山町長柄1583番地の17）の店舗及び駐車場とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において、支援物資の受入及び配送に必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な限り土地及び工作物の提供に協力するものとする。

（原状復帰）

第5条 甲は、乙の土地及び工作物を使用した場合において、その使用を終えたときは、その土地及び工作物を速やかに原状に復し、乙に返還するものとする。

（使用料等）

第6条 甲は、乙の土地及び工作物を無償で使用するすることができる。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を有ものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しないかぎり、その効力を有する。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、年に1度以上、協力内容及び協力を行うための連絡体制を相互に照会するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月10日

14-34 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、葉山町長 森英二（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、葉山町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 葉山町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 葉山町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年10月13日

14-35 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

- 2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月29日

神奈川県知事

黒岩 常治

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長

服部 信明

神奈川県町村会会長

箱根町長

山口 昇士

神奈川県市長会

横浜市長	林	文	子
川崎市長	阿部	孝俊	孝夫人
相模原市長	加山	雄克	宏崇
横須賀市長	吉田		夫
平塚市長	落合	恒	一
鎌倉市長	松尾	憲	明
藤沢市長	鈴木	信	一
小田原市長	加藤	竜	男
茅ヶ崎市長	服部	英	幸
逗子市長	平井	義	良
三浦市長	吉田	常	哲
秦野市長	古谷	幾	子
厚木市長	小長	三	紀
大和市長	大内	修	平
伊勢原市長	長遠	城	治郎
海老名市長	藤加		
座間市長	笠間		
南足柄市長			
綾瀬市長			

神奈川県町村会

葉山町長	山	梨	崇	仁
寒川町長	木	村	俊	雄
大磯町長	中	崎	久	雄
二宮町長	坂	本	孝	也
中井町長	尾	上	信	一
大井町長	間	宮	恒	行
松田町長	島	村	俊	介
山北町長	湯	川	裕	司
開成町長	府	川	裕	一
箱根町長	山	口	昇	士
真鶴町長	青	木		健
湯河原町長	富	田	幸	宏
愛川町長	山	田	登	美
清川村長	大	矢	明	夫

委 託 契 約 書

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と日本赤十字社神奈川県支部長黒岩 祐治（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契 約 の 内 容 災害救助法（以下「法」という。）第32条に基づく救助又はその応援の実施に関する業務の委託
- (2) 業 務 の 内 容 別紙業務仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 契 約 金 額 発注者が法第32条により委託した事項を実施するため、受注者が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額
- (5) 契 約 保 証 金 神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第28条第6号の規定に基づき免除する。
- (6) 代金支払場所 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店

（業務の報告及び検査）

- 第2条 受注者は、業務を実施したときは請求書及び支弁費用の明細書を発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、委託業務を完了したときは完了届に成果物等を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は完了届を受理後10日以内に受託者立ち会いのうえ検査しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

（費用の支払方法）

- 第3条 委託事務を実施するために必要な費用は、別表に定めるところにより、受注者に一時繰替支弁する。
- 2 第1条に規定する寄附金その他の収入とは、受注者が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、日本赤十字社一般社費及び一般義援金品は含まない。

（権利義務の譲渡）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合はこの

限りでない。

(業務の適正履行)

第5条 受注者は、第1条第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(労働関係法規の遵守)

第6条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(作業責任者及び作業員)

第7条 受注者は委託業務の実施にあたり、作業責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、現場に常駐のうえ委託業務の指揮監督にあたらせなければならない。

2 受注者は作業員を作業委託に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該作業員の名簿を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前2項について変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(中間報告等)

第8条 発注者は、業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。

(第三者損害)

第9条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第10条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議するものとする。

(秘密の保持等)

第11条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び発注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業者調査への協力)

第13条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (2) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第16条 発注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を受注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賠償金等の額に、賠償金等の額につき委託者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を加えた額を徴収する。

2 契約金が未払の場合にあっては、賠償金等及び契約金支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を、発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(受注者の解除権)

第17条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第19条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約の効力の遡及)

第20条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第1条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(協議事項等)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、発注者と受託者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成24年4月1日

発注者 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

受注者 横浜市中区山下町70番の7
日本赤十字社 神奈川県支部長
黒岩 祐治

別表

委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の役務提供の対価に相当する費用(日本赤十字社の現職の有給職員を除く。)時間外手当、深夜手当及び旅費については日本赤十字社救護規則第26条の規定による費用弁償に関する規程、日本赤十字社時間外手当、深夜手当支給規程、日本赤十字社内国旅費規則等により計算した額
救護所設置費	救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費
救護諸費	ア 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具の実費及び破損処理等の実費 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用の実費。ただし、一体当たり 3,300円を限度とする。
輸送及び従事者賃金	医療、助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び従事者賃金は、当該地域における通常の実費
その他の費用	前各号に該当しない費用であつて委託事項実施のために使用した費月の実費
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員(日本赤十字社の現職の有給職員を除く。)が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、その者又はその者の遺族に対し日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額
事務費	委託事項実施のため、事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料電報料等の実費

別紙様式

請 求 書

平成23年4月1日に契約を締結した委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（応援）にかかる当社が支弁した費用を次のとおり請求します。

平成 年 月 日

日本赤十字社神奈川県支部長

神奈川県知事 殿

- 1 請求金額 円
支 弁 費 用 総 額 円
寄附金その他の収入 円

2 救助の種類及び期間

救 助 の 種 類	期 間	摘 要

- 3 支弁費用の明細
支弁費用の明細書のとおり

(個人情報の保護) 特記事項

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定め、発注者に届け出なければならない。

5 受注者は、責任者を変更する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

6 受注者は、従事者を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、神奈川県個人情報保護条例第15条、第53条及び第64条の内容並

びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して前項の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- (9) 第7号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約

- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

- 6 第2項から前項までの規定は、再委託した事務をさらに委託する場合について準用する。この場合において、「受注者」とあるのは「再委託した事務をさらに委託する者」と、「再委託の相手方」とあるのは「再委託した事務をさらに委託する相手方」と、「再委託契約」とあるのは「再委託した事務をさらに委託する契約」と読み替えるものとする。

(収集)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全管理に努めなければならない。

- 2 受注者は、発注者から個人情報の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその運搬方法を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、作業場所及び運搬方法を変更する場合は、変更前に発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的の実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。

6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認める

ときは、受注者に報告を求めること及び受注者の作業場所を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

14-36 災害時等におけるドローンを活用した支援活動及び

ドローンの利活用に関する連携協力に関する協定

葉山町（以下「町」という。）、一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会（以下「推進協会」という。）、推進協会神奈川第一支部（以下「支部」という。）及び一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会（以下「クリエイターズ協会」という。）は、災害時等におけるドローンを活用した支援活動及びドローンの安全で効果的な利活用に関する取組みを共同で推進するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 町は、災害発生時及びその他必要と認めるときは、推進協会、支部又はクリエイターズ協会に対してドローンを活用した支援活動（以下「支援活動」という。）を要請することができる。

2 推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、町から支援活動の要請があったときは、特別の理由がない限り速やかに支援活動を実施するものとする。

3 町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、葉山町内におけるドローンの安全で効果的な利活用を推進するために連携し、相互に協力することとする。

（災害発生時における支援活動）

第2条 町が推進協会、支部及びクリエイターズ協会に要請する災害発生時における支援活動は、次に掲げる活動とする。

（1）町が指定する地点におけるドローンを活用した情報の収集、被災者の捜索及び救助等

（2）ドローンを活用した災害現場地図の作成支援

（3）前各号に掲げるもののほか、町が災害対応に必要と判断し、要請した事項

（その他の場合の支援活動）

第3条 町が推進協会、支部及びクリエイターズ協会に要請するその他必要と認める場合における支援活動は、次に掲げる活動とする。

（1）ドローンの活用に関する技術的支援

（2）ドローンの活動に関する技術的助言

（3）ドローンの操作に関する技術指導

（4）前各号に掲げるもののほか、町が必要と判断し、要請した事項

（連携協力の内容）

第4条 町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会が連携し、相互に協力する内容は、次に掲げる内容とする。

（1）ドローンの安全運行及び有効活用に関する相互協力

（2）ドローンに関する技術的情報及び制度的情報の相互共有

（3）前各号に掲げるもののほか、ドローンの利活用に関する相互協力

（要請の方法）

第5条 町が推進協会、支部及びクリエイターズ協会に支援活動を要請する場合は、活動内容を明らかにしたうえ、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（手続）

第6条 飛行許可の取得に係る手続き等、前条の要請に基づく支援活動を行う場合に必要な手続きは、推進協会、支部及びクリエイターズ協会において行うものとする。

（報告）

第7条 推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、支援活動を実施した場合、文書により町の定める期限までに報告を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 支援活動の実施に要した費用は、原則として町が負担するものとする。

2 前項の規定により町が負担する費用は、推進協会、支部及びクリエイターズ協会に町が要請する支援活動の実施に要した実費とする。

3 前2項の請求があった場合は、支援活動の実施に要した費用を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(活動の支援)

第9条 町は、推進協会、支部又はクリエイターズ協会による支援活動が円滑に実施できるよう、可能な限り支援を行うものとする。

(事故等)

第10条 推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、町の要請に基づく支援活動の実施に際し、事故等が発生したときは、町に対して文書により報告し、協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の補償)

第11条 本協定に基づく支援活動に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、その補償について誠意をもって協議するものとする。

(1) 支援活動に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、推進協会、支部、クリエイターズ協会又は支援活動に従事した個人が締結した損害賠償保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合

(秘密の保持)

第12条 町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、本協定に基づく支援活動において知り得た町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会並びに第三者の秘密を漏らし又は利用してはならない。支援活動終了後についても同様とする。

(連絡責任者の指定)

第13条 本協定の円滑な運用に資するため、町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、事前に連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会は、連絡担当者に変更が生じた場合は遅滞なくその旨を報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会のいずれからも協定解消の申し出がない場合は協定期間を1年間延期するものとし、以後も同様とする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に文書で申し出るものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項については、その都度、町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会により協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、町、推進協会、支部及びクリエイターズ協会記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年6月25日

14-37 災害時における応急対策の実施に関する協定

葉山町（以下「町」という。）と葉山町商工会（以下「商工会」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、葉山町域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合の応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 町は、応急対策を実施する必要があると認めたときは、商工会に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、応急対策協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 商工会は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員等を出動させ、町の指示に従い応急対策を実施するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 協力要請に基づき行う応急対策は、次に掲げる業務とする。

（1）避難所等の公共施設の応急補修

（2）災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理

（3）その他町が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 商工会は、協力要請を受けた場合に速やかに応急対策を実施できるよう、常に商工会の工業委員会や葉山町住宅協会に属する会員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制を整備するものとする。

（報告）

第5条 商工会は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、応急対策完了報告書（第2号様式）を、延滞なく町に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 協力要請に基づき商工会が実施した応急対策に要した費用は、町が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法等については、町と商工会が協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第7条 協力要請に基づき応急対策に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、町、商工会いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、町と商工会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、町、商工会双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月12日

14-38 災害に係る情報発信等に関する協定

葉山町及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、葉山町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、葉山町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ葉山町の行政機能の低下を軽減させるため、葉山町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、葉山町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、葉山町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、葉山町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 葉山町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 葉山町が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 葉山町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 葉山町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 葉山町が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 葉山町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、葉山町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく葉山町及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、葉山町から提供を受ける情報について、葉山町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、葉山町及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、葉山町及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、葉山町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年5月28日

14-39 災害時における施設等の利用に関する協定

葉山町（以下「甲」という。）と第一三共株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の所有する神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560 番地の4に所在する施設である第一三共 NEXUS HAYAMAの敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

（1）セミナールーム（1階、2階）

（2）アトリウム等のパブリックスペース（1階）

（利用の協力要請）

第3条 甲は、葉山町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、葉山町地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和2年6月25日

14-40 災害時における避難所等としての利用に関する協定

葉山町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 全国社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時に甲が行う災害対策への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の所有する神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560 番地の 44 に所在する施設である中央福祉学院（ロフォス湘南）の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所等として利用する際の必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用にあたっては、甲乙協力しながら対応することとする。

2 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

（1）研修棟

（2）駐車場

（利用の協力要請）

第3条 甲は、葉山町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、葉山町地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力を要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第 1 号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力を要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの前条第 2 項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第 2 号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

4 甲は、避難住民等が乙の施設又は設備を破損若しくは紛失したときは、修繕等に係る経費を負担するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、原則として甲が乙に対して施設等の利用の協力要請を行ったときから協力要請の連絡により、地域の安全が確認できたときまでとする。ただし、発生した災害による被害の状況により期間を変更する必要があると判断する場合は、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が早期に従前の研修事業・業務運営を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負担するものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第8条 乙の施設を避難所等として利用する場合における運営管理は、甲の責任において行い、

乙は甲に協力するものとする。

2 乙は、乙の施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和2年7月10日

14-41 災害時における施設等の利用に関する協定

葉山町（以下「甲」という。）と国立大学法人 総合研究大学院大学（以下「乙」という。）は、災害時に甲が行う災害対策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の所有する葉山キャンパスの敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

2 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（範囲）

第2条 乙が避難所として提供することができる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1）共通棟2階大講義室
- （2）共通棟2階ホワイエ
- （3）共通棟1階講義室
- （4）共通棟1階談話スペース
- （5）駐車場

（利用の協力要請）

第3条 甲は、葉山町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、葉山町地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請をすることができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの前条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 前項の協力要請を乙が承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

4 甲は、避難住民等が乙の施設または設備を破損若しくは紛失したときは、修繕等に係る経費を負担するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、原則として甲が乙に対して施設等の利用の協力要請を行ったときから協力要請の連絡により、地域の安全が確認できたときまでとする。ただし、発生した災害による被害の状況により期間を変更する必要があると判断する場合は、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が早期に従前の教育活動・業務運営を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙の施設を避難所として利用する場合における運営管理は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

2 乙は、乙の施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和2年8月4日

14-42 災害時における食料等生活必需物資の供給に関する協定書

三浦郡葉山町（以下「甲」という。）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合の食料等物資（以下「物資」という。）の供給確保等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（甲の要請等）

第2条 甲は、災害時に町民生活の早期安定のために物資の確保を図る必要があると認めたときは次の事項について協力を要請することができる。

(1) 甲の管理する施設内に設置した災害対応型自動販売機内の在庫物資の提供

(2) 現に乙が、葉山町立長柄小学校内に在庫備蓄する下記の物資提供

食料品：カロリーメイトハーフ 10 ケース（600 食）

(3) その他乙の保有する物資の提供

2 前項第1号の物資の提供は、甲又は当該災害対応型自動販売機の管理者と乙の間で締結する「緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書」で詳細を定めるものとする。

3 前項第2号の物資の供給要請は文書によるものとする。ただし急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。

（措置事項の報告）

第3条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。ただし急を要するときは電話又はその他の方法により報告し、事後に文書を送付するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置）

第4条 甲は、避難場所等への災害対応型自動販売機の設置を促進する。

2 乙は、災害対応型自動販売機の設置にあたっては、法令等に基づき設置場所の管理者と十分な協議を行い、設置条件を遵守する。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力要請により生じた費用は、乙の負担とする。

2 第2条第1項第1号及び第2号の物資の範囲内において、乙は甲に対して無償提供する。

（連絡責任者）

第6条 物資の供給及び確保等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定書に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年1月12日

14-43 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

葉山町（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム湘南・神奈川 横須賀局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲に「葉山町地域防災計画」が扱う対象とする地震及び風水害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める協力要請書（第1号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。
2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、協力実施報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに協力実施報告書を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（サービス）

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員のサービスその他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取り扱い）

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用

を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 別表第1に掲げる乙が協力可能な人的支援及び物的支援等に関する甲への情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出ないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月25日

1 4 - 4 4 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

葉山町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社藤沢支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

(1) 甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供

(2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

(3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

(4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について相互に要請する。

(1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む。）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去

(2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

(3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月6日

14-45 災害時における応急復旧等の協力に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と神奈川土建一般労働組合鎌倉逗子葉山支部（以下「乙」という。）及び逗子葉山建設組合（以下「丙」という。）は、災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な応急復旧等を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、葉山町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、被害の拡大防止及び応急復旧その他の対応等（以下「応急復旧等」という。）に関すること並びに災害時に備えた各種訓練その他の支援等（以下「支援活動等」）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急復旧等を行う必要があると認めたとき又は支援活動等が必要なときは、乙及び丙に協力を要請することができる。

2 乙及び丙は、甲から要請があったときは、特別な理由がない限り速やかに協力を実施するものとする。

3 第1項に規定する甲の要請は、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（協力事項）

第3条 乙及び丙は、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

(1) 応急復旧等及び支援活動等に係る乙及び丙に属する組合員の派遣及び組合員が有する技術等の提供

(2) 応急復旧等及び支援活動等に係る乙及び丙に属する組合員の所有する車両・工具・機材等の提供

（応急復旧等）

第4条 乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する町職員の指示に従い、応急復旧等及び支援活動等に従事するものとする。

2 前項の規定にかかわらず災害現場等において指示をする町職員がいないときは、甲の指示事項に従い適切な応急復旧等及び支援活動等を実施するものとする。

（活動等の報告）

第5条 乙及び丙は、前条の応急復旧等の実施に当たっては、随時、その活動内容等の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに活動実施状況を活動等報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙及び丙が実施した応急復旧等に係る経費は甲が負担し、支援活動等に係る経費は、法令その他特別に定めるものを除き、原則乙及び丙が負担するものとする。また、支援活動等の実施に要した経費のうち、甲、乙及び丙のいずれかが負担すべきか判断し難い経費については、その都度、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出した額とする。

（損害補償）

第7条 甲は、甲の要請により応急復旧等及び支援活動等に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは身体に障害がある状態になったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等の規定による補償等が行われる場合を除き、葉山町消防団員等公務災害補償条例（平成16年葉山町条例第11号）に準じて補償するものとする。

（資機材等の報告）

第8条 乙及び丙は、応急復旧等を円滑に実施するために必要な資機材及び人員の把握に努め、甲が提出を求めたときは、速やかに作業員及び資機材確保状況を報告するものとする。

(連絡責任者の指定)

第9条 本協定の円滑な運用に資するため、甲、乙及び丙は、事前に連絡担当者を定め、連絡体制確認書(第3号様式)により相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡担当者に変更が生じた場合は遅滞なくその旨を報告するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからでも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙協議のうえ、解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年6月9日

14-46 災害時における相互応援に関する協定書

栃木県那須町と神奈川県葉山町は、いずれかの町域において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生する恐れ又は発生した場合において、被災町の要請に応え、物資提供、避難者の一時受け入れ、職員の派遣等の応援（以下「応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品等並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) 応援に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (5) 児童及び生徒の学習の機会の提供
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 広域避難が必要となる場合の町民の受入れ
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに、文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする品目、規格及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び現場での従事内容並びに車両等の種類及び台数
- (4) 応援のために派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の集合場所、応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、この協定に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2 応援町は、自らが収集した情報等により被災した町（以下「要請町」という。）が災害の規模、状況等から応援要請をすることができない状況にあると判断される場合であって、応援出動することが必要であると認められるときは、被災町からの応援要請がない場合であっても、必要な応援活動を実施することができるものとする。

3 応援町は、要請町への応援活動が実施できない特別な事情がある場合は、要請町に対し、速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第4条 応援町の職員は、要請町の災害対策本部長等の指揮の下で行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費のうち、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その額については、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第6条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動により負傷若しくは疾病の治療後においても、障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害の責務は、応援町が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合、その損害が集合場所への往復途中において生じたものを除き、要請町がその損害の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 両町は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(情報の交換)

第8条 両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 前各号に定める事項に疑義が生じた場合又は定めがないものは、その都度両町協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、各々協定者署名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年7月1日

14-47 葉山町と応用地質株式会社との土砂災害早期警戒に向けた 住民サービスの共創のための連携協定

葉山町（以下「甲」という。）と応用地質株式会社（以下「乙」という。）は、乙の開発する「土砂災害ハザードモニタリングシステム」（以下「本システム」という。）の利用を通じて、官民連携による土砂災害早期警戒に向けた住民サービスの創出のため、実証研究などについて相互に連携して取り組み、甲の住民サービス向上を図るため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互理解の下での綿密な連携のもと協力し合い、本システムを利用した土砂災害早期警戒に関する実証研究を通じ、研究成果を踏まえ住民の土砂災害に関する安全確保のための諸サービスの創出を目指し、もって住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携・協力する。

- （1） 土砂災害の予兆の早期検知と住民への適切な避難を促すための方法に関する実証研究
 - （2） 住民の土砂災害に関する防災意識と災害対応力の向上に関すること。
 - （3） その他前条の目的の達成に関すること。
- 2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議の上で定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項を効果的に進めるために、甲との協議により乙の社内別組織や関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。

- 2 甲及び乙は、前項に定める有効期間であっても、甲乙いずれかが本協定の解除を希望する場合、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議し、変更を行うものとする。

（疑義の解決）

第5条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月4日

14-48 災害時における相互応援に関する協定書

静岡県下田市と神奈川県三浦郡葉山町は、いずれかの市町域において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、被災市町の要請に応え、物資提供、避難者の一時受入れ、職員の派遣等の応援（以下「応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （2）食料品、飲料水及び生活必需品等並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）応援に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- （5）児童及び生徒の学習の機会の提供
- （6）被災者に対する住宅のあっせん
- （7）ボランティアのあっせん
- （8）広域避難が必要となる場合の市民又は町民の受入れ
- （9）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに、文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第2号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする品目、規格及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を必要とする避難者の人数
- （4）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び現場での従事内容並びに車両等の種類及び台数。また、応援のために派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の集合場所、応援場所、応援場所への経路及び応援の期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 応援要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）は、この協定に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

- 2 応援市町は、自ら収集した情報等により被災した市町（以下「被災市町」という。）が災害の規模、状況等から応援要請をすることができない状況にあると判断される場合であって、応援出動することが必要であると認められるときは、被災市町からの応援要請がない場合であっても、必要な応援活動を実施することができるものとする。
- 3 応援市町は、被災市町への応援活動が実施できない特別な事情がある場合は、被災市町に対し、速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第4条 派遣職員は、被災市町の災害対策本部長等の指揮の下で行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費のうち、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その額については、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市町が協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第6条 派遣職員が応援活動により負傷、疾病、若しくは死亡した場合又は応援活動により負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害の補償に関する責務は、応援市町が負うものとする。

- 2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合、その損害が集合場所への往復

途中において生じたものを除き、被災市町がその損害の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 両市町は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備しておくものとする。

(情報交換)

第8条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合又は定めがないものは、その都度両市町が協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、各々協定者署名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年3月1日

1 4 - 4 9 葉山町公共施設に係わる大規模災害時の応急措置等の協力に関する協定

葉山町(以下「甲」という。)と一般社団法人三浦半島建物改修工事業協会(以下「乙」という。)
は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、葉山町域に大規模な地震が発生した場合や、大型の台風などによる風水害が発生したときに、甲が指定する公共施設(以下「指定施設」という。)の応急措置に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に応急措置が必要と認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に対して終了を通知するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲は、前条の規定に基づき乙に協力を要請しようとする場合は、日時、場所、業務の内容その他必要な事項を電話等により連絡するものとする。

(協力体制)

第4条 乙は第2条の規定による協力要請を受けた場合は、速やかに応急措置を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

2 前項の規定により出動した者は、甲の職員の指示に従い、応急措置の実施や修繕相談等に対応するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費については、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 甲の要請に基づき、業務従事中の者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、その他の法令の適用がない場合は、葉山町消防団等公務災害補償条例(平成16年条例第11号)の規定に準じて、甲が補償するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有する。

2 甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年7月6日

14-50 災害時における施設等の利用に関する協定

葉山町（以下「甲」という。）とエレコム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の所有する神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560 番地の 38 に所在する施設であるレクトーレ葉山湘南国際村の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（受け入れ対象者）

第2条 乙が施設等への受け入れを行う対象者は次のとおりとする。

- （1）町民及び帰宅困難者等避難所への避難を必要とする者（以下「避難者等」という。）で町が認めた者
- （2）高齢者等避難行動要支援者（以下「要配慮者」という。）、他自治体からの応援職員及びライフライン等復旧支援者等（以下「復旧支援者」という。）で町が認めた者

（施設等の使用範囲）

第3条 甲が利用することのできる施設等の使用範囲は次のとおりとする。

- （1）避難者等の避難所、物資集積場所
研修棟（1階、2階）のセミナー室 A, B, C, L、駐車場
- （2）要配慮者の避難所、復旧支援者の宿泊施設・駐車場、支援車両等の駐車場
宿泊棟（2～5階）、駐車場

（利用の協力要請）

第4条 甲は、葉山町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、葉山町地域防災計画に定める避難施設等だけでは、避難者を受け入れることが困難な場合、避難者等や要配慮者の避難所、復旧支援者の宿泊施設、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

- 2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第5条 乙は、甲からの前条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

- 2 前項の協力要請を乙が承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。
- 3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第6条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

- 2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第7条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

- 2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に

引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第8条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第9条 乙は、施設に避難者等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、この協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和6年7月12日

14-51 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定

葉山町（以下「甲」という。）と有限会社葉山衛生社（以下「乙」という。）及び有限会社葉山興業（以下「丙」という。）は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬（以下「業務等」という。）の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、葉山町内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項）が発生した場合に、葉山町地域防災計画及び葉山町災害廃棄物処理計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙及び丙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、葉山町内に災害が発生し、緊急に業務等が必要であると認めるときは、乙及び丙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、乙及び丙に対し業務等を要請する場合は、災害時し尿等収集運搬協力要請書（様式第1号）により乙及び丙に対して、次の事項を明らかにして協力要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 業務等の内容及び期間
- (2) 収集の必要な場所及び施設
- (3) 収集したし尿等の搬出先
- (4) その他必要な事項

3 乙及び丙は、前項の規定による甲からの要請を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り業務等を実施するものとする。

（業務等の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の規定による甲の要請に協力する場合は、業務等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、業務等を行うこととする。

2 甲は、乙及び丙の業務等が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙及び丙は、業務等の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。

4 乙及び丙は、業務等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時し尿等収集運搬実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき、乙及び丙が業務等を実施した場合、その経費は甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙丙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により、業務等の費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙及び丙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（補償）

第6条 第3条の規定により要請した業務等に従事した者がそのため死亡、負傷、疾病、又は障

害の状態となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、葉山町消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 11 号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による補償を受けられる場合については、この限りではない。

2 乙及び丙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（協定の有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

（協議）

第 8 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

甲乙丙は、この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 8 月 1 日

14-52 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

葉山町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し、乙の保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、「災害時レンタル機材供給要請書（第1号様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において甲に優先的に提供するものとし、その措置結果を「災害時レンタル機材供給完了報告書（第2号様式）」により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（サポート制度）

第5条 レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は任意で「レンタル物件サポート特約制度」に加入することができ、別途定めるサポート料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の1事故負担金をもって乙は請求権を放棄する。

2 前項の場合において、地震、津波、噴火等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失、その他の「レンタル物件サポート特約制度」の対象外に定める事由に起因する損害の場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第6条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災安全課、乙においては株式会社アクティオ横須賀営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月6日

14-53 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

葉山町(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、葉山町域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる葉山町内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、葉山町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前第2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の規定により、甲の責に帰すべき事由による場合の災害補償は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、葉山町消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第11号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる場合については、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、

決定するものとする。

（協定の有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年2月21日

葉 山 町 地 域 防 災 計 画

資 料 編
(令和6年度改訂)

発行 葉山町防災会議（令和7年3月発行）
編集 葉山町総務部防災安全課
〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
電話（046）876-1111（代表）